市職員の給与・職員数のあらまし

市民のみなさまに、職員の給与と職員の数について、ご理解をいただけるよう、そのあらましをお知らせします。

問 給与について …… 人事課 ☎861-7499
職員数について …… 企画調整課 ☎862-9937

歳出総額に占める人件費の割合(令和6年度普通会計決算)

歳出総額(千円)A	人件費(千円)B	令和6年度の人件費率(B/A)	令和5年度の人件費率
178,537,596	22,252,188	12.5%	11.3%

人件費には、一般職員や市長・副市長などの給料、議員報酬、各種手当、退職手当、共済費などを含んでいます。

職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(令和7年4月1日現在)

	職種	人数	平均給料(俸給)月額	平均年齢	平均経験年数
那覇市	全職種	2,441人	316,312円	40.8歳	18.2年
	一般行政職	1,412人	316,942円	41.0歳	17.4年
国	全職種	249,149人	345,458円	41.8歳	19.8年
	一般行政職	139,580人	332,237円	41.9歳	19.7年

一般行政職とは、税務職、消防職、企業(上下水道)職や、給食調理員などの技能労務職、保育教諭などを除くすべての職員です。

特別職の給料などの状況

(令和7年4月末現在)

市長・副市長の給料		議員報酬		市長・副市長及び議員の期末手当			
市長	1,085,000円	議長	694,000円	6月期	1.725月分	(議員)	1.725月分
副市長	890,000円	副議長	626,000円	12月期	1.725月分	(議員)	1.725月分
		議員	586,000円	合計	3.45月分	(議員)	3.45月分
				一般職に準じ加算措置があります。			

市長・副市長や市議会議員の給料・議員報酬は、「那覇市特別職報酬等審議会」において審議され、市議会の議決を経て決定されます。

会計年度任用職員の状況

(令和7年4月1日現在)

会計年度任用職員(フルタイム)	59人	保育士クラス担任(月額 230,000円)、学校図書館事務(月額 204,400円)ほか
会計年度任用職員(パートタイム)	1,599人	事務補助職員(月額 145,548円、1日6時間週5日勤務)ほか

部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		職員数 令和6年	職員数 令和7年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門		1,561	1,554	△7	【増員数】76名 【主な増員理由】総合戦略の推進、GW2050PROJECTS関連業務、ふるさと納税強化、国勢調査業務、MICE受入体制の構築業務等、LRT関連業務、体制強化等 【減員数】83名 【主な減員理由】当初課税業務委託、破砕選別設備の管理運営業務の委託等
特別行政部門	教育	298	302	4	【増員数】21名 【主な増員理由】学校施設等設備修繕・空調対応、学校の働き方改革等対応、組織再編等 【減員数】17名 【主な減員理由】学校改築、組織再編、配置換え等
	消防	301	310	9	【増員数】9名 【増員理由】西消防署警防隊の増員等
公営企業等会計部門	水道	98	97	△1	【減員数】1名 【減員理由】欠員未配置
	下水道	60	60	0	
	その他	114	118	4	【増員数】4名 【増員理由】税制改正等対応、総合事業・包括的支援事業に関する業務、包括支援センター支援他
合計		2,432	2,441	9	

(注)職員数は、総務省の地方公共団体定員管理調査対象の職員数です。

定員適正化計画の数値目標および進捗状況

(1) 定員適正化の経緯

平成29年6月策定の「定員管理方針」では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とし、令和4年4月1日における定員を2,400人程度としました。同方針は、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、定員数の予測が困難であったことから、計画期間を令和6年度まで延長しました。令和6年7月に令和7年度から令和11年度を計画期間とした新たな「定員管理方針」を策定し、令和11年4月1日における定員を2,400人程度としました。また、様々な理由による長期休業などへの代替職員の確保を図るとともに、臨機応変に人事配置を行うため、職員の実数を2,450人程度としています。

(2) 定員の推移(平成28~令和7年度)

(各年度4月1日現在)

部門 \ 年度(対前年比)	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
職員数(合計)	2,352	2,333	2,336	2,343	2,386	2,389	2,412	2,426	2,432	2,441
対前年増減数(人)	13	△19	3	7	43	3	23	14	6	9

令和6年度決算に基づく「健全化判断比率」などの公表

市の財政状況をお知らせします

健全化判断比率とは、地方公共団体が財政破綻を起こす前に、財政の健全化を早期に促すことを目的に、全国全ての地方公共団体が作成し公表するものです。水道および下水道事業の経営状況については資金不足比率がその指標となります。

現時点で、市は健全な財政状況であると判断できますが、今後もこれらの比率の動向をふまえながら、市民のみなさんが安全安心に暮らせるよう財政運営を進めていきます。

▲市HP

指 標	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準(これを超えると黄信号)	財政再生基準(これを超えると赤信号)
①実質赤字比率「一般会計などの赤字はどのくらい?」	赤字なし	赤字なし	11.25%	20.00%
②連結実質赤字比率「市全体の赤字はどのくらい?」	赤字なし	赤字なし	16.25%	30.00%
③実質公債費比率「借入金などの返済額はどのくらい?」	8.1%	8.2%	25.0%	35.0%
④将来負担比率「今後支払う負担はどのくらい?」	46.5%	41.4%	350.0%	
⑤資金不足比率「水道と下水道事業の経営状況は?」	資金不足なし	資金不足なし	経営健全化基準 20.0%	

問 ①~④について・・・・財政課 ☎862-9938
⑤について・・・・・・・上下水道局企画経営課 ☎941-7803

法人・個人事業主・共同住宅経営者のみなさま

償却資産の申告受付が始まります

土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)も固定資産税の課税対象となっており、償却資産は地方税法によって毎年の申告が義務付けられています。期間内の申告をお願いします。

▲市HP

申告期間 令和8年1月5日(月)~2月2日(月)

申告対象者 市内に事業の用に供することのできる資産をお持ちの方、または、市内の事業所に償却資産をリースしている方(法人・個人事業主。共同住宅経営者も含みます。)

申告内容 令和8年1月1日現在の資産状況(資産の種類、名称、取得年月、取得価額、耐用年数など)

※前年中に資産の増減が無い場合や、廃業した場合なども申告が必要です。

償却資産の一例

飲食店・商店・小売店
厨房設備、接客用家具、テレビ、商品陳列棚、レジスターなど

理容・美容・病院
理・美容イス、洗面台、医療器具、ベッド、応接セット、看板など

賃貸住宅・家具付マンション・事務所・有料駐車場
駐車場、外構工事(フェンス、植栽など)、屋外給排水設備、ルームエアコン、消火器、看板、監視カメラなど

問 資産税課 ☎862-5320

広告

相談無料

不安や困りごと ひとりで抱え込まずに

まずはご相談ください

どこに相談していいかわからない
ずっと働いてないので就職が不安
家賃が払えない
家計の収支がうまくいかない
生活に困っている
借金を抱えている
ひきこもりかもしれない

那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター(那覇市PS)

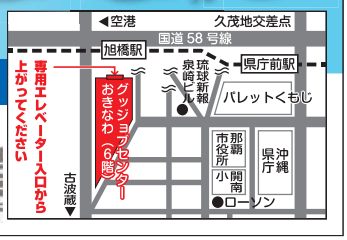

那覇市 NAHA CITY
那覇市保護管理課委託事業
098-917-5348
※電話にて面談日の予約をされると、相談がスムーズです
※生活保護を受けている方は、支援の対象になりません

場所 那覇市泉崎1-20-1(グッジョブセンターおきなわ内)バスターミナル6階
公共交通機関のご利用お願いします。(駐車場代は有料となります。)
開所時間/月~金曜日(祝日、慰霊の日、年末年始を除く)9:00~17:00
受付時間/9:00~12:00 13:00~16:00
くらしと仕事の相談窓口Life and work consultation desk

LINE 相談OK